

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

## 専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月14日

大磯町長 中 崎 久 雄

(理由)

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

### 損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 297,000 円
- 2 賠償の相手方 住 所 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎  
氏 名 横浜地方法務局長 菅原 武志
- 3 事故の概要 令和3年3月2日（火）午後2時40分頃、戸籍届書類送付のため、出張した横浜地方法務局西湘二宮支局の駐車場において公用車を駐車しようとしたところ、後方の安全確認が不十分であったため、駐車場に設置されたフェンスに当該車両の後部が衝突し、フェンスを破損させた。
- 4 対応の経過 令和3年3月2日 事故発生  
令和3年5月6日 示談締結